

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要です。

- 水道法第25条の3の2の規定により、5年ごとの更新が必要です。
令和元年9月29日以前に指定を受けている工事事業者のみなさまは、
指定を受けた日によって、更新受付期間が異なります。(下表参照)
受付期間内に更新申請されない場合は失効となりますのでご注意ください。

白河市で指定を受けた日	更新受付期間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和4年9月30日～令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月29日	令和5年9月30日～令和6年9月29日

- 指定更新の要件は、水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の3項目の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

- ◎指定更新申請時に、下記の4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- ◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

- 指定更新手数料

10,000円(非課税)

◇更新申請についてのお問い合わせは
白河市水道課 TEL:0248-27-3222(経営係)